

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する 省令案について（概要）

1 現行制度の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「法」という。）」第 9 条において、食品関連事業者であって、食品廃棄物等の年間発生量が百トン以上の食品廃棄物等多量発生事業者（以下、「事業者」という。）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣に報告しなければならない旨が規定されている。

2 改定の必要性

現在、定期報告の報告事項として規定している業種については、事業者の事務負担等を考慮し、日本標準産業分類表に定める「中分類」又は「小分類」により報告することとなっている。今般、基準発生原単位（別途パブリックコメントを実施している「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく告示（案）」参照。）の設定に当たり、定期報告結果を分析した結果、現状の分類では強い相関関係を見いだすことが困難な業種が相当数みられたため、再度、業種を細分化した調査を実施し、再分析を行ったところ、多数の業種において強い相関関係が認められた。

このため、定期報告の様式備考欄において規定する報告の業種区分について日本標準産業分類の「中分類」又は「小分類」を「細分類」等に改定する。

3 改定の内容

定期報告の様式において [備考] 4 の項目「業種」の欄を「中分類」又は「小分類」から細分化した業種等に変更する。